



「学校評価ガイドライン」に基づく 学校評価の実施を・・・

今回は、「義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業」(文部科学省)における第2回運営委員会での討議内容を中心に掲載します。

学校評価システムの構築は、自己評価や外部評価の実施、また結果を広く公表することにより、学校教育の充実改善を図ることをねらいとしています。本市では、10校(小6校、中4校)が実践研究に取り組んでおり、第2回運営委員会において、研究校の実践を基に学識経験者も交えて意見交換を行いました。

各学校園で参考にしていただき、積極的な学校評価、情報公開の実施をお願いします。

1 評価サイクルについて

実践・子どもには年5回、職員には学期初めに自己診断を実施している。子どもが自分を振り返る機会であり、結果を職員に返して子どもを見つめることに生かしている。

意見・評価サイクルについては、課題に応じて細かいチェックを何度も実施し、評価指標を修正していくことも必要である。

・他都市では2学期制の導入とともに、年2回の評価サイクルを実施しているところも多い。3学期制では1・2学期に評価を実施し、3学期は改善のための取組をするとよいのではないか。

課題・日々の課題に応じて細かく点検し、修正していくことも大切である。

2 目標・評価指標の設定について

実践・目標・評価指標について全教職員で検討したり、共通理解できるように努めたりしているが評価サイクルに遅れが生じてしまう現状もある。

意見・数値化することで外部評価者が評価しやすくなるが、一方、数値化により評価が形骸化することも危惧しなければならない。数値化になじまない指標もある。

・数値化することで、明確な目標に向けた学校の努力が生まれ、どんな取組が必要であるかを考えていくことができる。同時に、学校が取り組んでいることの難しさについて、地域・保護者の理解を得ていくことにつながる。

課題・評価指標をいかに実態にあったものにするかが重要である。指標を具体的にすることで教職員の共通理解にもつながる。数値化することも、共通理解を図るための一つである。
・評価のための評価にならないよう、各学校での教育重点課題と一致させることが必要である。

3 自己評価における教職員の共通理解について

実践・学校教育自己診断の項目について、子どもを7~8項目に、保護者を20項目から10項目に精選し評価指標とのリンクに努めた。また、子どもを先に実施し、その結果に、学校の取組資料をつけ保護者に示す方法に変更した。

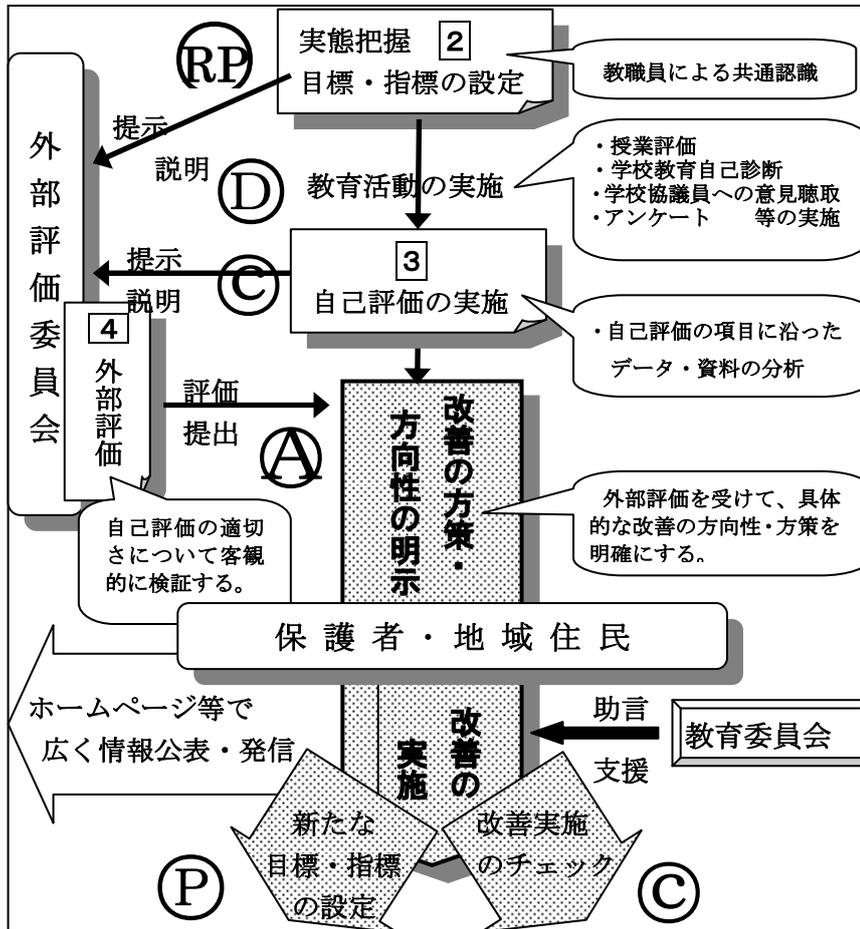
意見・地域の人は、学校を長期的なビジョンで見ている。学校にどんな願いをもっているのかを受け止め、どういう学校づくりをしていくかを考えていくことが必要である。

・教育のしくみは、保護者や地域の方々に一般的にはわかりにくい。教育の仕事の難しさを、学校を改善していくことや教員のがんばりを通して伝えることができる。

課題・学校評価の必要性について、教職員間での理解を図り、実のある評価にしていく必要がある。

4 外部評価の実施について

- 実践**・外部評価委員会に第三者にも入っていただき、外部評価委員から評価指標について指摘を受け修正した。
- ・研究授業や参観日に、外部評価者による授業評価を実施しており、その討議に学年関係者も参加し校内への浸透を図った。
- 意見**・外部評価者への研修や評価実施前の情報提供が必要である。人選は難しいが、外部評価委員会を地域と学校のコーディネーターとして位置づけ地域との協働を考えていくとよい。
- ・学校改善の第一義は授業改善である。授業や子どもをもっと見てもらうことが必要である。
- 課題**・堺市として外部評価委員会の定義（期間等）を明確にすることが必要である。



学校評価ガイドラインに基づく学校評価のイメージ図

1 評価サイクル



2 目標・評価指標の設定

- 成果指標**…目標の達成状況を把握するための指標
- 取組(努力)指標**…達成に向けた取組の状況を把握するための指標

3 自己評価における教職員の共通理解 自己評価書の作成 (学校教育情報・堺第83号参照)

4 外部評価の実施

外部評価委員会の設置……

保護者、学校協議員、地域住民、他校種の教職員など学校関係者により構成された委員会等が、教育活動の観察等を通じて自己評価結果を検証し、評価を行う。

学校評価関連情報

学校評価の方法(学校評価の推進に関する調査研究協力者会議より 平成19年3月28日)

- [1]自己評価………具体的かつ明確な目標を設定して、教職員自らが行う評価
- [2]学校関係者評価…自己評価の結果について、保護者、地域住民らの目線で検証を行う評価（＝外部評価）
- [3]第三者評価………学校に直接関係のない専門家等が、客観的(第三者的)に行う評価

学校教育法(平成19年6月27日 公布)

第42条 小学校等は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校等は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

